

新しい宇治を切り拓く特別枠事業

一人じゃない ココロとカラダの 産後ケア



産後のママと赤ちゃんのためのサポートです。

おおむね生後4か月頃までの赤ちゃん和妈妈が、市が委託している医療機関や助産院で、ゆっくりと休養しながら、産後の体調管理と育児サポート(授乳・沐浴・育児相談など)を受けることができます。



利用できる方

産後の疲れや育児に不安を感じていて、ご家族などから産後の家事や育児等の支援が受けられない方で、宇治市に住民票のある、おおむね生後4か月頃までの赤ちゃん和妈妈

※赤ちゃんやママが感染症疾患にかかっていたり、入院治療等の医療行為が必要な方は利用できません。

ケアの内容・利用期間

- ①ママのケア(体調管理・休養・育児相談など)
- ②赤ちゃんへのサポートケア(お風呂の入れ方、おっぱいの与え方などの助言や指導)

実施場所において宿泊し、必要に応じ6泊7日まで利用可能です(食事の提供を含みます)。

実施場所(委託先)

曽我産婦人科、都倉病院、吉川助産院、中部産婦人科

利用料

世帯の市民税所得割額により、利用料が異なりますので下表を参考にしてください。

- 申請後世帯の課税状況を確認し、利用料を決定します。
※申請が4月から5月の場合は前年度の個人市民税所得割額となります。
※本市にて確認できない場合は、市府民税課税証明書等の提出が必要です。
- 利用料は直接実施場所へお支払いください。
※赤ちゃんのミルク、オムツや衣類等は代金には含まれません。

サービスを利用する年度の個人市民税の所得割額の合計	宿泊(24時間あたり)
A: 28万円以上である世帯	9,000円
B: 16万円以上28万円未満である世帯	6,000円
C: 16万円未満である世帯で下記Dを除く世帯	4,000円
D: 市民税非課税世帯及び生活保護世帯	600円

利用の流れ

宇治市保健推進課へ利用の相談(申請)が必要です。申請書は宇治市のホームページよりダウンロード可能です。

- 申請に際し、保健師等が体調、育児の状況、家族の状況をお聞きし、訪問させていただくことがございます。
- 申請後に利用の可否の審査を行い、利用決定後、「利用承認通知書」を送付します。
- 妊娠中から産後の利用を希望される場合は、ご相談ください。



申請(相談)先
宇治市保健推進課
親子健康係

宇治市宇治琵琶33

TEL:0774-22-3141(代表)

FAX:0774-21-0408

